

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
1	実施方針	1	16	⑤a)	事業対象	都市公園法第5条に基づく設置許可を行ったうえで、とありますが、土地の使用料は使用面積1平方メートルにつき年間850円を支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	1	27	1.(1)⑤a)	事業対象	「便益施設事業者」とは単独の企業であることが必須でしょうか？	必須ではありません。
3	実施方針	1	27	1.(1)⑤a)	事業対象	「便益施設事業者」として、PFI事業と同様に複数企業によるSPCとすることは可能でしょうか？	PFI事業を実施するために設立するSPCとは別のSPCを組成する必要がありますが、便益施設事業者をSPCとすることは可能です。ただし、入札参加者の構成企業または協力企業に限ります。
4	実施方針	1	27	1.(1)⑤a)	事業対象	「便益施設事業者」をPFI事業と同様に落札後に設立するSPCとする(提案時には存在しない会社)ことは可能でしょうか？	PFI事業を実施するために設立するSPCとは別のSPCを組成する必要がありますが、便益施設事業者をSPCとすることは可能です。ただし、入札参加者の構成企業または協力企業に限ります。
5	実施方針	1	27	1.(1)⑤a)	事業対象	「便益施設事業者」を構成するSPCに、PFI事業の構成企業が参画することは可能でしょうか？	可能とします。
6	実施方針	1	30	1.(1)⑤a)	事業対象	PFI事業者が自主事業として便益施設の管理を受託することは可能でしょうか？	PFI事業者と便益施設事業者は、別の企業としてください。
7	実施方針	1	31	⑤a)	事業対象	SPCが「便益施設事業者」を兼務することは可能でしょうか。	PFI事業者と便益施設事業者は、別の企業としてください。
8	実施方針	2	1	1.(1)⑤a)	想定事業スキーム	便益施設事業を特定事業に含めていない理由をご教示願います。	便益施設事業者に対し、PFI事業期間と同様の20年間、便益施設の運営を義務づけることが困難であると想定されるためです。
9	実施方針	2	1		想定事業スキーム	確認ですが、PFI事業者の責務は便益施設事業者が施設を開業するまでの解釈で宜しいでしょうか。	PFI事業者の責務は、便益施設事業者が施設を開業することに加え、便益施設事業者が事業継続を取り止める場合、新たに運営する意志のある事業者を調査のうえ、市に紹介することです。
10	実施方針	2	4	ア)	PFI事業	SPCの設立は義務でしょうか。また、設立されるSPCは会社法による株式会社と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	3	1	⑥a)	事業期間	施設整備業務の期間について、平成32年6月30日とありますが、市への施設の引渡し日は、事業者側で適正な開業準備期間を見込み提案するとの理解で宜しいでしょうか。例えば、開業準備に1ヶ月とした場合、引渡し日は05/31との理解でしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
12	実施方針	3	9	⑥b)	便益施設事業	「供用開始後5年の運営継続を義務」とありますが、万一年で継続ができなくなった場合は、残りの3年分の借地料はPFI事業者の負担となるのでしょうか。	便益施設の設置許可に係る使用料は、初年度は許可時、次年度以降は毎年度当初に徴収します。運営継続が困難となった場合、市との協議により設置許可の廃止手続きを行っていただき、設置許可が廃止されれば、次年度以降の使用料の徴収はいたしません。
13	実施方針	3	9	⑥b)	便益施設事業	万が一便益施設事業者が5年間の運営継続ができなかった場合について、便益施設事業者もしくはPFI事業者に何かペナルティはあるのでしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
14	実施方針	3	13	b)	便益施設事業	便益施設事業の協定書はどのような内容となるかわかりませんが、便益施設事業の施設整備にはそれほど期間を要せず、また、施設整備期間の最終段階で整備することとなるため、より確実に実効性の高い内容とするのであれば、協定書の締結はもう少し後の方が良いのではないのでしょうか。	本事業では、PFI事業者と便益施設事業者を一つの参加グループとして落札者を決定するため、PFI事業者との事業契約締結と同時期に便益施設事業者と協定締結する必要があると考えております。
15	実施方針	3	18	b)	便益施設事業	便益施設事業の期間について、「より長期の運営継続の提案があった場合はこれを評価する」とありますが、期間の上限は設定される予定でしょうか。	入札説明書等にてお示しします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
16	実施方針	4	2	b)	指定管理者の指定	PFI事業者(SPC)を指定管理者として指定するとありますが、SPCから維持管理・運営業務を受託する企業(構成企業・協力企業またはそのJV)を指定管理者として指定していただくことは可能でしょうか。	SPCから維持管理・運営業務を受託する企業を指定管理者として指定することはできません。SPCを指定管理者として指定します。
17	実施方針	4	4	1-(1)	⑨PFI事業者の収入	b)運営等業務に係る対価について、年間の支払回数や時期などをお教えてください。	入札説明書等にてお示します。
18	実施方針	4	4	1.(1)⑤a)	PFI事業者の収入	当該事項にクラウドファンディング等による寄付を加えた理由と目的をご教示願います。	民間事業者のノウハウ・創意工夫による公園施設等の充実を望むためです。
19	実施方針	4	4	⑨	PFI事業者の収入	PFI事業者の収入について、自主事業の収入についての記載がありませんが、自主事業は独立採算で実施されるものであり、利用料金とは性格の異なるものであることから、多くの他事例と同様、自主事業による収入は、実際に自主事業を実施するSPCからの業務受託者の収入とすると理解してよろしいでしょうか。	SPCの会計に計上される形式をとってください。
20	実施方針	4	5	1-(1)-⑨-a)	PFI事業者の収入の支払について	『一時支払金又は一時支払金及び割賦方式により市がPFI事業者に支払う』とありますが、支払い方式(資金調達の要否)はいつ決まりますでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
21	実施方針	4	5	⑨a)	施設整備業務に係る対価	対価の支払いについて、「一時支払金又は一時支払金及び割賦方式」とあります。割賦方式の有無によって、コンソーシアムの組成条件として重要なファクターと考えます。無理を申しますが、今回の質疑回答でお示しいただきたいと考えます。	入札説明書等にてお示します。
22	実施方針	4	7	a)	施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価は、一部割賦方式となる可能性があるとのことですが、本事業において想定される施設整備費及び交付される社会資本整備総合交付金を考えると、割賦方式となる金額はそれほど大きくなく、これをプロジェクトファイナンスにより調達する場合は、ファイナンス額が小さいため、逆にコスト高になってしまう可能性があります。また、昨今の低金利下においては、市が起債等により調達した方が金利も低く済むと思われることから、施設整備業務の対価は、全額一時支払金により対応していただきたく存じます。	入札説明書等にてお示します。
23	実施方針	4	7	a)	施設整備業務に係る対価	一時支払金は、竣工引渡時一括払いとなるのでしょうか、または、出来高払いとなるのでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
24	実施方針	4	8	a)	施設整備業務に係る対価	社会資本整備総合交付金の基幹事業と関連事業を合わせた交付率ほどの程度を想定されているでしょうか。	現時点では想定できません。
25	実施方針	4	13	b)	運営等業務に係る対価	運営等業務に係る対価の支払いは、月毎、四半期毎、年度毎のいずれとなるのでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
26	実施方針	4	14	⑨c)	都市公園の利用料金	確認ですが、駐車場の利用料金もPFI事業者の収入との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	4	15	c)	都市公園の利用料金	公園施設の利用料金はPFI事業者の収入とするとありますが、本事業における運営等業務の期間の収入は、大部分が利用料金収入となることが想定されます。一方、リスク分担表において、需要の変動リスクは事業者の負担とありますが、SPCとしては実際に当該リスクを保有することはできません。つきましては、SPCから業務を受託する運営事業者等を指定管理者として指定していただき、利用料金収入はSPCを介さず、運営事業者等の収入とすることは可能でしょうか。	利用料金収入は、指定管理者たるSPCに収受していただく必要があります。
28	実施方針	4	15	c)	都市公園の利用料金	「公園条例で定める額の範囲内において」とありますが、事業期間中に市況等が変化し、公園条例で定める額が不適当となった場合には、条例を見直して頂く事は可能でしょうか。	市が必要と認める場合は、条例改正いたします。
29	実施方針	4	15	c)	都市公園の利用料金	事業期間中に市況等が変化し、当初設定した利用料金が不適当となった場合には、公園条例の定める額の範囲内であれば、利用料金の改定は可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
30	実施方針	4	17	1-(1)-⑨-d)	クラウドファンディングを活用した場合の評価について	クラウドファンディング等を活用することは入札時の評価対象になりますでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
31	実施方針	4	17	⑨d)	クラウドファンディング等による寄附	クラウドファンディング等を活用した場合、評価につながるのでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
32	実施方針	4	17	d)	クラウドファンディング等による寄附	「クラウドファンディング等による寄附」を行うにあたっては、貴市にて事業者をバックアップいただけると理解してよろしいでしょうか。(貴市ホームページや広報誌への記載、媒体への貴市名称の使用、地元企業への訪問にご同行いただく等)	クラウドファンディングについては、原則として事業者による実施となります。
33	実施方針	8	12	(2)	民間事業者の募集・選定スケジュール	入札公告から提案書の受付までが約3ヶ月ですが、本事業では設計・建設・工事監理・運営・維持管理・SPC運営管理・便益施設事業と多岐にわたる検討が必要なため、期間が不足すると思料します。具体的には、4～5ヶ月の期間をお与えいただけませんかでしょうか。	公表原文のとおりとします。
34	実施方針	8	12	2.(2)	民間事業者の募集・選定スケジュール	対話の実施が平成29年3月～4月、提案書の受付が平成29年4月となっていますが、対話から提案書提出までの期間が大変短いため、対話の内容を提案書に反映することが難しいです。対話から提案書提出の期間を最低でも3週間は頂きたいと考えます。対話の実施をもう少し前倒して頂けないでしょうか。	可能な限りご意見に配慮したスケジュールを入札説明書等でお示します。
35	実施方針	9	2	(2)	民間事業者の募集・選定スケジュール	提案書の受付について、「平成29年4月」とありますが、上旬、中旬又は下旬など締切はいつ頃となる予定でしょうか。	入札説明書等にてお示します。
36	実施方針	9	5	(2)	民間事業者の募集・選定スケジュール	落札者決定後、仮契約の締結までに、市と入札参加企業との間で、基本協定を締結する予定はあるのでしょうか。	落札者決定後、仮契約の締結までに、市と入札参加企業との間で、基本協定を締結する予定です。
37	実施方針	9	9	(3)	募集手続等	予定価格は、今後公表されるのでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
38	実施方針	10	10	⑤	入札公告、入札説明書等の公表及び説明会の実施	入札公告と同時に、予定価格及び最低制限価格は公表されるのでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
39	実施方針	10	10	⑤	入札公告、入札説明書等の公表及び説明会の実施	入札に関連した資料として、基本協定書(案)、事業契約書(案)、便益施設事業に関する協定書(案)は公表されると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
40	実施方針	10	23	2-(3)	⑧入札書及び事業提案書の受付	入札グループが1グループの場合でも、成立するのでしょうか？	成立します。
41	実施方針	11	1	⑨	落札者の決定	入札参加グループが1つでも、入札は成立するのでしょうか	成立します。
42	実施方針	12	2	2-(4)-①	入札参加者について	フィナンシャルアドバイザーを行う企業や、SPCの事務管理を行う企業を構成企業とすることは出来ませんか。	構成企業とすることはできません。
43	実施方針	12	10	b)	入札参加者の構成	便益施設事業は、施設等の所有者と運営者が異なる場合が多くあります。入札参加者としての便益施設事業者の定義、要件等についてご教示ください。	所有者と運営者が同一であることを想定していますが、同一でない場合は、双方を入札参加者として申請ください。
44	実施方針	12	10	b)	入札参加者の構成	便益施設事業者も入札参加者を構成することが求められていますが、参加表明から営業開始まで約3年半と長期であり、その間の市況の変動等の不確定要素を考えると、便益施設事業者は、参加表明時点では意思決定しづらいと思われます。便益施設の施設整備は半年以内に整備できることから、提案書及びPFI事業契約書等で一定の条件を規定することとして、実際の便益施設事業者は施設整備期間中に決定するということではできないでしょうか。	本事業ではPFI事業と便益施設事業の連携を求めているため、便益施設事業者についても、入札時点で便益施設事業者を確認・評価する必要がありますと判断しています。従って、入札参加者として便益事業者を申請ください。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
45	実施方針	12	11	①-c)	入札参加者の資格要件	「PFI事業者に対して出資を行い、かつ、PFI事業者から設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を受託し、又は請け負う予定の企業(以下「構成企業」という。)」との記載がございますが、SPC運営管理業務をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合は、当該法人は「構成企業」という理解でよろしいでしょうか。	構成企業とすることはできません。
46	実施方針	12	17	c)	入札参加者の構成	便益施設事業者は「構成企業」及び「協力企業」のいずれにも該当しませんが、どの区分として参加表明すればよろしいでしょうか。	便益施設事業者という区分を設けます。
47	実施方針	12	17	c)	入札参加者の構成	参加表明書に明らかにした「構成企業」及び「協力企業」以外の企業に、PFI事業者から直接業務を委託し、又は請け負わせることは可能でしょうか。	設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務以外については、可能です。
48	実施方針	12	32	ア)	入札参加者の構成	「代表企業と建設企業は、必ずPFI事業者に出資すること」とありますが、建設企業の出資が必須となっているのはどのような理由からなのでしょう。	事業全体に占める対価の割合が最も大きいため、事業に対して一定程度リスクを負っていただく必要があるためです。
49	実施方針	13	1	b)	入札参加者の構成	株式の譲渡等は原則として禁止されていますが、施設整備段階と維持管理運営段階では業務が大きく異なり、実施中の業務を最も管理できる企業が筆頭株主(代表企業)となることが適していると思われることから、構成企業間での株式の譲渡等により、代表企業を交代することは可能でしょうか。	入札説明書等にてお示ししますが、代表企業を交代することは不可とすることを想定しております。
50	実施方針	13	4	f)	入札参加者の構成	「構成企業及び協力企業は、他の入札参加者に加わることはできない。」とありますが、便益施設事業者は、他の入札参加者に加わることは可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	実施方針	13	5	2-(4)	②入札参加者の資格要件	要求水準書(案)の51頁に記載されている(5)備品の設置業務について、参加グループ内のd)維持管理企業・e)運営企業が担う場合、市の入札参加資格が必要でしょうか？もしも、必要な場合、その区分は建設工事か物品調達どちらでしょうか？また、それは平成何年度分でしょうか？詳細をお教えてください。	参加資格は不要です。
52	実施方針	13	5	2.(4)	入札参加者の資格要件	便益施設事業者の入札に係る資格要件はございますか？	ございません。
53	実施方針	13	5	2-(4)-②	入札参加者の資格要件について	フィナンシャルアドバイザーを行う企業や、SPCの事務管理を行う企業が構成企業となる場合、貴市における入札参加資格は必要でしょうか。その場合、入札参加資格の項目は何になりますでしょうか。	構成企業とすることはできません。
54	実施方針	13	24	イ)	公園設計	公園設計の実施設計の実績について、規模は問われないと考えてよろしいでしょうか。また、公園の種類は都市公園に限定されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	13	26	②b)	建設企業	「単体又はJV」との条件がありますが、落札者決定基準の中で地域貢献の定性点として加点対象で取り扱う予定でしょうか。	入札説明書等にてお示します。
56	実施方針	14	6	イ)	建築工事	建設企業のうち建築工事に当たる者には、屋内プール等工事の実績は問われないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	実施方針	14	17	ウ)	公園工事	建設企業のうち公園工事に当たる者には、公園工事の実績は問われないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施方針	15	3	2.(4)	入札参加者の制限	列挙される企業と、資本的・人的の関連がある者は入札の制限を受けるとありますが、過去に関連があったにすぎない場合は、制限の対象外でしょうか。	制限の対象外です。
59	実施方針	15	20	イ)	公園工事監理	公園工事の工事監理の実績について、規模は問われないと考えてよろしいでしょうか。また、公園の種類は都市公園に限定されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
60	実施方針	15	22	d)	入札参加者の資格要件	業務実施に必要な資格及び記載の実績を証明するための何等かの添付書類が必要でしょうか？必要であれば必要書類をご教示願います。	入札説明書等にてお示しします。
61	実施方針	15	22	d)	入札参加者の資格要件	「平成13年度以降に屋内プールを含むスポーツ施設において3年以上の維持管理実績を有すること」とありますが、PFI事業・指定管理・民民契約等の種別や施設規模・受託業務内容・件数などの要件は特に無いと考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
62	実施方針	15	23	d)	維持管理企業	維持管理企業は、堺市入札参加資格等を有することは要件とならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針	15	26	②e)	運営企業	SPC運営管理企業の実績は「不問」との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	15	26	d)	維持管理企業	維持管理業務を複数の企業で実施する場合に、屋内プールの維持管理実績はその中の1社が有していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	本事業は屋内プール以外の施設の維持管理業務も対象となるため、維持管理企業全社が屋内プールの維持管理実績を有している必要はありません。ただし、屋内プールの維持管理に携わる企業については維持管理実績を有している必要があります。その際は当該企業を明記していただきます。
65	実施方針	15	26	d), e)	維持管理企業、運営企業	会社を分割した際の新設会社のため会社としての継続年数は3年に満たないですが、過去に3年以上営業しているスポーツ施設の維持管理及び運営業務をそのまま引き継いでいるので、維持管理企業及び運営企業の資格要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	ご意見の内容を適切にお示しいただくことができれば、参加資格をみたしていると判断します。
66	実施方針	15	27	e)	運営企業	運営企業は、堺市入札参加資格等を有することは要件とならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	15	31	e)	運営企業	運営業務を複数の企業で実施する場合に、屋内プールの運営実績はその中の1社が有していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	本事業は屋内プール以外の施設の運営業務も対象となるため、運営企業全社が屋内プールの運営実績を有している必要はありません。ただし、屋内プールの運営に携わる企業については運営実績を有している必要があります。その際は当該企業を明記していただきます。
68	実施方針	17	1	j)	入札参加者の制限	「本工事」ではなく「本事業」でしょうか。	ご理解のとおりです。
69	実施方針	18	2	①	選定審査会等の設置	堺市PFI等活用庁内委員会の委員は公表されるのでしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
70	実施方針	18	4	①	選定審査会等の設置	堺市PFI事業検討委員会の委員は公表されるのでしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
71	実施方針	18	6	2-(5)-②	審査について	審査の流れについて、検討委員会の審査結果を参考に庁内委員会が審査を行い、最終的には市が落札者を決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	実施方針	18	17	2.(5)	選定結果の公表	審査の結果については、結果のみの発表でしょうか？もしくは判断過程、判断基準の提示もありますでしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
73	実施方針	19	23	(3)	PFI事業者及び便益施設事業者の責任の履行に関する事項	「便益施設事業者が事業継続を取り止める場合、PFI事業者は、新たに便益施設を運営する意向のある事業者を調査の上、かかる事業者を市に対し紹介すること。」とありますが、当該紹介の成否は、サービス対価の支払いに影響はあるのでしょうか。	影響はありません。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
74	実施方針	19	23	3-(3)	便益施設事業者の代替企業の紹介について	『便益施設事業者が事業継続を取り止める場合、PFI事業者は、新たに便益施設を運営する意向のある事業者を調査のうえ、かかる事業者を市に対し紹介する』とありますが、PFI事業者による紹介は努力義務であるという理解でよろしいでしょうか。便益施設事業者が事業継続を取り止める場合、採算が確保できない条件(立地や周辺環境等)であることが想定され、新たに便益施設を運営する意向のある事業者が見つからないことが想定されます。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	23	8	(2)	紛争の際の裁判所に関し必要な事項	「本市の所在地を管轄する裁判所」は、大阪地方裁判所堺支部と解釈してよろしいでしょうか。	大阪地方裁判所となります。
76	リスク分担表(案)PFI事業	1	13		許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の遅延によるものは事業者のリスク分担となっていますが、その遅延の原因が市にある場合は、市のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	リスク分担表(案)	1	13	共通	税制度リスク	「事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの」、「法人の利益に課される税制度の変更によるもの」、「消費税の変更によるもの」、この何れにも当てはまらないのであれば、そもそも事業のリスクにならないと思うのですが、事業のリスクとなる「その他の税制度」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	間接的に事業計画や業務の円滑な執行等に影響する税制度の新設・変更を想定しています。
78	リスク分担表(案)PFI事業	1	21		住民問題リスク	施設の建設自体に関する反対等ではなく、樹木の伐採をはじめとする緑化保全等に関する反対等がある可能性があります。このような反対等については、事業者ではリスク負担をすることが困難であるため、要求水準を満たしており、かつ、市が承認した計画に関する反対等については、市側でリスク分担していただきたく存じます。	要求水準を満たしており、かつ、市が承認した計画に関する反対運動・訴訟・要望等については、市の主分担とします。
79	リスク分担表(案)PFI事業	1	24		環境問題リスク	地盤沈下の原因が、近隣での他工事・地下水の過剰な取水等によるもの等、事業用地以外での原因によるものについては事業者ではリスクを負えないので、事業者が負担する地盤沈下に関するリスクは、事業者の業務に起因するものに限定していただきたく存じます。	近隣での他工事・地下水の過剰な取水等によるもの等、事業用地以外の事象との因果関係が証明された場合は市の主分担とします。
80	リスク分担表(案)PFI事業	1	24		環境問題リスク	解体建物等にアスベストやPCBが含まれていた場合は、市のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	実施方針【別紙】	2	-	共通	物価変動リスク	「物価変動」とは大阪府の最低賃金の見直し等、人件費に関わる際にも適用されますでしょうか？	入札説明書等にてお示します。
82	リスク分担表	2	2		不可抗力リスク	市と事業者の割合等、明確な分担方法は決まっておりますでしょうか。	該当する事象が生じた際に、市と事業者との協議により決定するものとします。
83	リスク分担表(案)	2	2		不可抗力リスク	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為(予測不可能なもの)に関して、市●、事業者▲となっておりますが、どのような割合とお考えでしょうか。	該当する事象が生じた際に、市と事業者との協議により決定するものとします。
84	実施方針別紙1リスク分担表	2	2		不可抗力リスク	事業者が従分担となっておりますが、事業者の負担するリスクが大きいほど入札価格に反映してリスクヘッジをとらなければならず、入札不調またはVFMの低下要因となりますので、適切なリスク分担設定をお願いします。	原文のとおりとします。
85	実施方針別紙1リスク分担表	2	4		資金調達リスク	住民問題リスクのうち貴市がリスク負担者となっている事柄において、その事柄から訴訟に発展したことが原因で、金融機関等から事業者の融資が実行されず、事業者が資金調達ができなかった場合は、貴市がリスク負担者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針リスク分担表(案)PFI事業者	2	4	-	基準金利へのゼロフロア設定について	割賦方式となる場合、基準金利の下限は0%であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にてお示します。
87	リスク分担表(案)PFI事業	2	8		物価変動リスク	「費用増減(一定の範囲内)」とありますが、一定の範囲とはどの範囲でしょうか。	入札説明書等にてお示します。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
88	リスク分担表 (案) PFI事業	2	8		物価変動リスク	物価変動に伴うサービス対価の改定については、実際に適用しやすい規定(例えば公表される指数を指標とする等)としていただきたく存じます。	入札説明書等にてお示します。
89	リスク分担表 (案) PFI事業	3	7		施設損傷リスク	第三者の責めによる事故・火災については、事業者側に過失責任が認められない場合には、不可抗力リスクとなるのではないのでしょうか。	原文のとおりとします。
90	実施方針 別紙1 リスク分担表	3	7		施設損傷リスク	第三者の責めによる事故・火災等による施設の損傷につき、事業者が主分担となっておりますが、事業者の負担するリスクが大きいほど入札価格に反映してリスクヘッジをとらなければならない、入札不調またはVFMの低下要因となりますので、適切なリスク分担設定をお願いします。 (例えば放火等により、大規模な施設損傷があった場合は、風評被害含めて、PFI事業者及び運営企業のリスクは大きなものになります。)	原文のとおりとします。
91	リスク分担表 (案) PFI事業	3	14		需要の変動リスク	特に屋外プールについては、天候不順により利用者が想定を大幅に下回る可能性があります。天候不順によるものについては事業者側でリスクを負担することはできないので、不可抗力リスクに含めるか、もしくは市でも一部リスク分担をしていただけませんか。	原文のとおりとします。
92	実施方針 リスク分担表 (案) 便益施設事業者	1	4	-	便益施設事業の供用開始リスク	便益施設事業の供用開始リスクについて、SPCが主分担となっておりますが、便益施設事業についてはPFI事業者が実施する業務ではありませんので、係るリスクの主分担は便益施設事業者ではないのでしょうか。	本事業では、便益施設の供用開始はPFI事業者の責任において実施されるものであり、原文のとおりとします。
93	リスク分担表 (案) 便益施設事業	1	6		供用開始リスク	供用開始リスクは、便益施設事業者が主分担で、SPCは従分担ではないのでしょうか。	本事業では、便益施設の供用開始はPFI事業者の責任において実施されるものであり、原文のとおりとします。
94	要求水準書(案)	6	9	10)	都市計画変更	都市計画変更に係る手続きにつきましては、市主体で行うとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書(案)	6	9	12	用語の定義	「原山公園」について、今後、都市計画変更を予定されていますが、いつ頃変更が完了する予定でしょうか。	現在、検討中です。
96	要求水準書(案)	6	9	12	用語の定義	「原山公園」について、今後、都市計画変更を予定されていますが、変更に係る作業及び手続は本事業の業務範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書(案)	8			1基本要件	隣接する以下の道路の区分(○種○級)の提示をお願いします。①原山台102号線 ②原山台103号線③桃山台62号線④赤坂台庭代台線	①4種4級 ②4種4級 ③4種4級 ④4種2級となります。
98	要求水準書(案)	9	1	(2)	既存施設の概要	原山公園に設置されている「公園愛護会倉庫」は、その中身を含めて貴市の保有資産なのでしょうか。	倉庫は市の財産です。中身は公園愛護委員の所有物も含まれています。
99	要求水準書(案)	9	1	(2)	既存施設の概要	「公園愛護会倉庫」を仮に撤去・移設する場合、公園愛護会及び公益財団法人堺市公園協会の許可や協議等が必要なのでしょうか。	市が公園協会及び公園愛護委員と調整を行います。
100	要求水準書(案)	9	1	(2)	既存施設の概要	既存施設についての撤去、存置については事業者の判断で行ってよいのでしょうか。	撤去を行う施設については、市と協議をお願いします。
101	要求水準書(案)	10	20	(4)	整備基本方針	「西原公園」も整備の対象となるのでしょうか。	西原公園は整備の対象外です。
102	要求水準書(案)	10	22	(4)	整備基本方針	「原山公園だけでなく、西原公園とあわせて・・・」との記述がありますが、西原公園も事業範囲に含まれるのでしょうか。	事業範囲に含まれません。
103	要求水準書(案)	12	1	7)	便益施設	150m2程度とありますが、50m2程度でも宜しいのでしょうか。	便益施設事業が担う役割、要求水準を満たすのであれば可能です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
104	要求水準書(案)	12	1	ア)	必須施設	必須とされる施設すべての規模を足すと、現況のグラウンドには収まりきりませんが、市としては森の切り土を行い、敷地を広げることを想定しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(案)	12	1	ア)	必須施設	現状のグラウンドの規模に対して、市が要求する屋外プールの面積が大きすぎると考えます。市が要求する水面積及びプールサイドの面積では敷地の中に収まりきりません。市民が余裕をもってプールを利用できるよう、水面積もしくはプールサイド面積についてご再考をお願いいたします。	プールサイド面積の要求水準値を再考します。
106	要求水準書(案)	12	1	ア)	屋外プール等施設	屋外プールの水面積とプールサイド面積について、「下限値は目標数値」との認識で宜しいでしょうか。配布資料に基づいて計画図を作成中ですが、プール用地(イメージ図)に収まらないと考えます。	屋外プールの水面積とプールサイド面積の要求水準値は、要求水準書に記載しています。なお、プールサイド面積の要求水準値は再考します。
107	要求水準書(案)	12	1	ア)	必須施設	施設整備に際して必須となる施設について記載されていますが、本施設の設置目的に則した内容で事業者が必要と考える施設を追加することは可能でしょうか。	法規制の範囲内で自主提案施設として設置することは可能です。
108	要求水準書(案)	12	4		プールサイド要求面積	プールサイド要求最小面積が6,750㎡とありますが、憩いの森をかなり切り崩さないと確保できず、事業費が大幅に膨らみ事業への応募が危ぶまれます。要求最小面積を下げるか、「事業者の提案による」に変更頂けないでしょうか。	プールサイド面積については再考する方向です。
109	要求水準書(案)	12	7	ア)	必須施設 (屋外プール諸室)	事務室や救護室等については、配置や規模等に配慮し、屋内施設と共用することは可能でしょうか。	運営上支障がなく、要求水準を満たしていれば可能です。
110	要求水準書(案)	12	7	ア)	必須施設 (屋外プール諸室)	屋外プール諸室は、屋内施設と一棟の建物として計画することは可能でしょうか。	要求水準を満たしていれば可能です。
111	要求水準書(案)	12	26	ア)	必須施設 (かもめ広場)	かもめ広場に多目的スペース(有料)を整備することとなっていますが、すこやか広場等の他のエリアに整備することは可能でしょうか。	整備することはできません。入札説明書等にてお示します。
112	要求水準書(案)	13	19		省エネシステム	現状施設の光熱水費、量(電力、ガス、水道等)について、データ(過去1年間程度)がございましたらご提示ください。	泉ヶ丘プールの平成27年度実績で、水道は17,897㎡(10,742,250円)、電気は171,264kwh(3,171,027円)となります。
113	要求水準書(案)	14	7		雨水流出抑制量	算出の基となる資料の提示をお願いします。	原山公園を含む周辺地域における下水道施設平面図及び流量計算表をお示します。希望する事業者は、改めて市に申請をお願いします。
114	要求水準書(案)	14	7		雨水流出抑制量	既存ため池は洪水調整池機能を有していますか。	有していません。
115	要求水準書(案)	14	7		雨水流出抑制量	既存ため池台帳又はため池洪水吐等の設計諸元がわかる資料の提供をお願いします。	配付資料を参照ください。
116	要求水準書(案)	14	7		雨水流出抑制量	一部園内の雨水はため池に流入しているが、現状維持でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	14	12		一次避難地の機能	一次避難地としての対象人口は何人でしょうか。また、確保すべきオープンスペースの面積はいくらですか。	避難圏域人口は約7,100人です。また、確保すべきオープンスペースは一人当たり1㎡以上としてください。
118	要求水準書(案)	14	12		一次避難地の機能	同じく一次避難地としての公衆トイレの必要穴数の内訳の提示をお願いします。	公衆トイレの穴数は提案によります。
119	要求水準書(案)	14	13		⑤バリアフリー	屋外公園部分についてはP3の7遵守すべき法令等に準拠すればよいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
120	要求水準書(案)	14	20	第2-2-(1)-ア)-⑥	便益施設の設置について	施設整備に関する要求水準に便益施設に係る要求水準が含まれていますが、便益施設の整備については便益施設業務の範囲であり、便益施設業務において休憩所等に用いるベンチ等は便益施設事業者が整備するとの理解でよろしいでしょうか。	便益施設周辺の遊戯施設や休憩所等の施設については、PFI事業者が整備することとしています。
121	要求水準書(案)	15	6	イ)	施工計画	「緑道が通学路に指定された場合は」とありますが、現在緑道は通学路に指定されているのでしょうか。	現在、原山公園内は通学路に指定されておりましたが、原山台小学校及び原山台東小学校の統合・再編により、緑道が新たに指定される可能性があります。
122	要求水準書(案)	15	19		水上デッキ	ため池上に設置する駐車場については、必ずデッキ構造にしなければならないでしょうか。	構造等の検討の結果、問題がなければデッキ構造以外も可とします。
123	要求水準書(案)	15	19	(2)イ)	水上デッキ	ため池に水上デッキを設置し、とありますがため池上にデッキを作る事及びその上に駐車場を設けることに関してため池の水利組合様の方の了承は得られていると考えてよろしいでしょうか。また、施工時は、ため池の水は抜いて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。加えて水利組合様との調整リスク(工程の遅延・工事費の増加等)は市負担との解釈で宜しいでしょうか。	現在、水利組合と協議中です。水利組合との調整リスクは市負担です。
124	要求水準書(案)	15	19	(2)イ)	水上デッキ	水利組合様の了承が得られていない場合については、市が協議・調整を行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。万が一、水利組合様との協議が整わなかった場合は、市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書(案) 添付資料①原山公園再整備基本計画(案)	15 18	19	(2)イ)	ため池水上デッキ	要求水準書(案)ではため池に水上デッキを設置、添付資料①基本計画(案)では水上デッキに駐車場とありますが、水上デッキ施工時にため池を矢板等で堰止め、施工範囲の水を抜く事は可能でしょうか。	現在、水利組合と協議中です。
126	要求水準書(案)	16	表中	ア)	屋外プール等施設	スライダープール(着水プール)、幼児プール、変形プールについて、各々の想定水面積や仕様等については、基本計画(案)で示されるものが要求水準との理解でよろしいですか。	要求水準書に示されるものになります。
127	要求水準書(案)	16			(3)各施設・諸室の要求水準	要求水準としては、一次避難地の機能として、オープンスペース、防災トイレのみでよろしいですか。	要求水準書の公衆トイレに示す防災トイレの備品を収納するスペースも必要となります。
128	要求水準書(案)	18	1		強制シャワー	更衣室・トイレからプールサイドへの移動は、必ず洗体シャワーを通過する構造としなければならないと理解すれば宜しいでしょうか。その場合、プールサイドに屋外トイレを設けた場合にも出入口に洗体シャワーを設けると考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書(案)	19	9		屋外プール諸室(軽食・物販施設)	テーブル、椅子を配置した飲食スペースは、屋外に設けてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書(案)	19	9		屋外プール諸室(軽食・物販施設)	飲食・物販施設は、プレハブやトレーラーハウスのような仮設的なものでも良いでしょうか。	可能です。
131	要求水準書(案)	19	9		屋外プール諸室(軽食・物販施設)	飲食・物販施設は、便益施設事業の施設を兼ねてもよろしいでしょうか。	可能です。ただし、飲食や物品等の提供に係る収支について、SPOと便益施設事業者の区分を明確にする必要があります。
132	要求水準書(案)	19	9		屋外プール諸室(軽食・物販施設)	飲食・物販施設は、屋内施設と兼ねてもよろしいでしょうか。	可能です。
133	要求水準書(案)	20	3		駐車場(利用者駐車場)	ため池の上部にデッキを設置することが想定されていますが、ため池を覆うこととなるデッキの大きさ等に制限はあるのでしょうか。	デッキ等の大きさは、ため池全体の面積の25%までとします。
134	要求水準書(案)	20	3		駐車場(利用者駐車場)	ため池の上部にデッキを設置することについては、規模や杭の設置について、地元水利組合と協議済みであると理解してよろしいでしょうか。	現在、水利組合と協議中です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
135	要求水準書(案)	20	3		駐車場 (利用者駐車場)	自走式立体駐車場とすることが想定されますが、その階数、階高、全体高さ等に制限はあるのでしょうか。	立体駐車場の建築は建築基準法第48条の許可を受けることを前提としており、48条許可及び建築確認申請の協議の中で確認することになります。
136	要求水準書(案)	20	3		駐車場 (利用者駐車場)	バス停留所がありますが、その移設は想定されているのでしょうか。また、バス停留所の移設を想定されている場合の関係機関との協議等はされているのでしょうか。	バス停の移設は想定していません。
137	要求水準書(案)	20	15		利用者用駐車場	「屋外プール利用者と屋内施設利用の駐車場動線を明確に分けて」とありますが、260台の内何台を屋内施設利用駐車場と想定されていますか。また、屋外プール利用者と屋内施設利用の駐車場は位置を分けて配置するのでしょうか。	両施設の利用者の双方が駐車可能な割振りや配置を提案してください。
138	要求水準書(案)	20	52		エントランス	駐車場のエントランスに、「歩行による来園者用のメインエントランスを配置すること」とありますが、駐車場利用者の為のエントランスを設けるという理解でよろしいのでしょうか。	車両と歩行者のエントランスをそれぞれ分離して設けることとします。
139	要求水準書(案)	20			利用者駐車場について	本駐車場へのアクセスについて、幹線道路管理者及び警察署、公安委員会等との事前協議は終了していますでしょうか。終了している場合、その結果をご教示ください。また、「適切な滞留長の確保」とありますが、右折レーン等整備による用地確保についても事前協議等が終わり見通し状況についてご教示ください。 ※添付資料①基本計画(案)では、ため池の水上デッキ式駐車場への車両入場が公園西側幹線道路からの計画とされています。	道路管理者との協議は終了しており、現在、交通管理者と協議中です。また、さらなる用地確保は不要と考えています。
140	要求水準書(案)	21	4		駐車場 (ごみ集積場)	ごみ集積場(保管庫含む)は、公園全体のごみ集積場として整備するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書(案)	21	4		駐車場 (ごみ集積場)	「駐車場」に「ごみ集積場」を設置することとなっていますが、これは本事業で発生する産業廃棄物用でしょうか。それとも、一般廃棄物用でしょうか。	一般廃棄物及び産業廃棄物、両方を想定しております。
142	要求水準書(案)	21	4		ごみ集積場	駐車場の要求施設にごみ集積場がありますが、駐車場施設の一角に施設全体のごみ集積場を設けるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書(案)	21	33		駐車場 (植栽)	事業用地の外周部に緑地帯を設けるとありますが、駐車場の項目に記載されている要求水準であることから、駐車場で事業用地の外周部に接する部分と理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	21	33		駐車場 (植栽)	事業用地の外周部に緑地帯を設けるとありますが、ため池と西側道路の境界部分にも緑地帯を設ける必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案)	22	31		駐車場 (植栽)	樹木の保存・伐採等については提案によるものとされていますが、要求水準を満たしており、市が計画を承認したにも関わらず、住民等から反対があった場合には、市が対応していただくと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(案)	23	23		憩いの森 (展望台)	「憩いの森」の展望台に、「展望施設を設けること。」とありますが、これは土地に定着する建築物又は工作物等の設置を求められているのでしょうか。	建築物又は工作物の設置については、事業者提案によります。
147	要求水準書(案)	23	40		かもめ広場 (植栽)	樹木の保存・伐採等については提案によるものとされていますが、要求水準を満たしており、市が計画を承認したにも関わらず、住民等から反対があった場合には、市が対応していただくと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書(案)	23	47		かもめ広場 (多目的スペース(有料))	多目的スペース(有料)の表面の仕上げについて、クレー、人工芝、天然芝等の条件はあるのでしょうか。	事業者提案によります。
149	要求水準書(案)	23、24	40、27		かもめ広場、すこやか広場	かもめ広場、すこやか広場の両方に健康遊具を設置することとなっていますが、まとまりのある公園施設にするためにも、両方の広場に設置するのではなく、どちらか一方に集約して設置した方が良く考えます。	原文のとおりとします。要求水準書を踏まえてご提案ください。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
150	要求水準書(案)	24	20		かもめ広場 (サイン・ピクトグラム・マップ等)	監視カメラの設置に関し、「関係機関と協議を行い」とありますが、ここで指す関係機関とは具体的にどちらを想定されていますでしょうか。	公園管理者を想定しています。
151	要求水準書(案)	24	29		すこやか広場 (植栽)	樹木の保存・伐採等については提案によるものとされていますが、要求水準を満たしており、市が計画を承認したにも関わらず、住民等から反対があった場合には、市が対応していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書(案)	24	51		ため池 (歩行者用デッキ)	ため池周りを周遊できるデッキを設置することは、ため池上部をデッキで覆うこととなりますが、地元水利組合とは協議済と理解してよろしいでしょうか。	現在、水利組合と協議中です。
153	要求水準書(案)	25	24		更衣室からプールへ行く動線	更衣室から直接プールに行く動線とは、洗体シャワー(強制シャワー)を通過しない動線のことでしょうか。その場合、誰が利用する動線をお考えでしょうか。	強制シャワーを通過する動線のことです。
154	要求水準書(案)	25	30		プールエリア水温、室温	27℃～30℃程度の目安とは、冬期もしくは中間期の暖房用目標温度とし、夏期は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
155	要求水準書(案)	27	33		フィットネスエリアの景観	「トレーニングしながら周辺の緑の景観を望める～」とは、憩いの森等、既存の自然の緑でなければいけませんか。それとも、外部に面した開口部を設ければ宜しいでしょうか。	開口部を設けるだけでなく、自然の緑の景観が望めるようご提案ください。
156	要求水準書(案)	27	40		フィットネスエリアの壁仕上	「遮音できる材料」とありますが、遮音性能については事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書(案)	28	15		更衣室	公園内全ての施設用の更衣室を用意すると考えて宜しいでしょうか。また分散配置した場合それぞれシャワー、トイレ、洗面などの設備が必要でしょうか。	公園内全ての公園施設を想定しております。ただし、更衣室を分散配置する場合、シャワー、トイレ、洗面などの設備は主たる更衣室には必要と考えておりますが、それ以外の更衣室への設置については提案とします。
158	要求水準書(案)	29	42		共用部 (飲料自動販売機コーナー)	飲料自動販売機コーナーは、事業者の提案にて適宜設けることとされていますが、自動販売機の売上は利用料金ではないことから、自主事業となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、屋外プール内の自動販売機設置は特定事業となります。
159	要求水準書(案)	30	24		電気室	電気室を設けず、屋外型の受変電設備採用は可能でしょうか。	電気室は設置してください。
160	要求水準書(案)	31	2	(4)	解体施設の要求水準	「外構舗装(埋設物・路盤含む)の解体・撤去」について、埋設物の状況が不明のため、詳細等がわかる資料がございましたら、ご開示頂ければと存じます。	配付資料a,bを参照ください。
161	要求水準書(案)	32	1		イ)電灯・コンセント設備	屋外照明設備では災害時の非常用照明灯を設置しますか。	要求水準書に記載のない範囲については事業者提案によります。
162	要求水準書(案)	32	28	ウ)	受変電設備	「統計的分析に使用できるデータ採取が可能なメーター等の設置」は、データ採取ができればよく、BEMS等の導入を求めるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書(案)	36	15		プールろ過設備	自動水質監視装置及び高度処理装置について、屋外、屋内含む全てのプールに必要と考えてよろしいでしょうか。	高度処理装置については屋外プールには不要です。
164	要求水準書(案)	40	38	(4)	業務責任者及び管理責任者	工事監理及び建設業務の区分ごとに管理責任者を定めることとされていますが、この区分とは、P37の(2)業務の区分におけるア)～カ)までの区分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書(案)	41	22	①	共通留意事項	確認ですが、当該事業は造成工事に伴う開発行為には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、開発行為に準じた協議は必要です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
166	要求水準書(案)	41	25	①	共通留意事項	「埋蔵文化財の包蔵地に該当…」とありますが、必要な調査等の内容をご教授ください。事業費の算定と工期策定を実施するのに必要です。	埋蔵文化財調査は、造成計画、建物の位置などの施設配置が決まった後、埋蔵文化財調査を担当する所管課と協議を行った上で、調査か所・調査方法を決定します。そのため、基本設計を策定している段階での調査が必要になると考えています。 なお、調査対象となる行為は、①構造物の建築行為、②切土、③3m以上の盛土です。 また、現時点では、原山公園の北側と南側の境界付近の斜面地に窯跡が埋蔵されており、その性質上、斜面尻まで埋蔵物が発掘される可能性があること、また、表示箇所以外の場所にも埋蔵されている可能性があることに留意いただきたいと思いますと考えております。
167	要求水準書(案) 配付資料e埋蔵文化財調査資料	41	25	2 (1) 1) ①	埋蔵文化財の調査費用負担	埋蔵文化財の調査費用算出のために、想定される遺跡・遺物の規模や掘削面積、深さ、調査期間など詳細な資料を提示ください。資料が提示頂けない場合は「市負担」に変更頂けないでしょうか。	埋蔵文化財調査は、造成計画、建物の位置などの施設配置が決まった後、埋蔵文化財調査を担当する所管課と協議を行った上で、調査か所・調査方法を決定します。そのため、基本設計を策定している段階での調査が必要になると考えています。 なお、調査対象となる行為は、①構造物の建築行為、②切土、③3m以上の盛土です。 また、現時点では、原山公園の北側と南側の境界付近の斜面地に窯跡が埋蔵されており、その性質上、斜面尻まで埋蔵物が発掘される可能性があること、また、表示箇所以外の場所にも埋蔵されている可能性があることに留意いただきたいと思いますと考えております。
168	要求水準書(案)	41	26	①	共通留意事項	埋蔵文化財の調査等は事業者の費用負担により実施することとありますが、この調査は文化財の有無を確認する試掘調査までであり、確認調査以降の調査はリスク分担当の通り市の費用負担で実施していただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書(案)	41	38	①	共通留意事項	本事業で整備される施設は、都市公園法第2条第2項に規定される公園施設であり、都市計画法第29条による開発許可は不要であると理解してよろしいでしょうか。	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業に対する開発許可の適用について(H16年6月28事務連絡)」に基づき、開発許可は不要です。ただし、開発行為に準じた協議は必要です。
170	要求水準書(案)	41	38	①	共通留意事項	本事業の屋内施設は、建築基準法第48条の用途地域制限からは建築が許可されない施設だと認識しておりますが、建築確認済証の取得にあたって建築審査会等の手続は必要となるのでしょうか。	建築基準法第48条ただし書きを適用し、公聴会の開催、建築審査会の同意を得た上で許可をいただくことを想定しております。
171	要求水準書(案)	41	38	①	共通留意事項	本事業の施設整備において、建築確認申請等の手続上の建築主は市であると解釈してよろしいでしょうか。	建築確認申請上の建築主は事業者となります。
172	要求水準書(案)	44	11	1)	建設業務等に関する基本方針	建設工事保険、第三者賠償責任保険等の保険の加入について加入義務の有無とその条件等をご教示ください。また、加入に際しては、工事請負人等を保険契約者とすることもよろしいでしょうか。	保険条件については入札説明書等にてお示しします。また、工事請負人等を保険契約者とすることは可能とします。
173	要求水準書(案)	45	8	⑥	工事に伴う安全対策	「工事期間中も公園内で使用している施設」とは何で、いつからいつまででしょうか。	緑道を想定しています。工事期間中も緑道の通行機能を確保してください。
174	要求水準書(案)	45	17	⑦	関連工事	事業区域外において事業者の負担により施工を行う「右行き道路の右折レーン設置工事」とはいかなるものでしょうか。	現在交通管理者と協議中です。
175	要求水準書(案)	45	17	⑦	関連工事	「事業区域外工事について…右折レーン設置工事を想定」とありますが、市側で計画図面をご提示いただけないでしょうか。工事費の積算が事業者側では難しいと考えます。可能であれば当該事業に含めず、別途発注(事業者又は、建設企業との随契等)を希望します。	事業者による協議図面の作成、基本・実施設計、工事施工となります。
176	要求水準書(案)	45	18	⑦	関連工事	右折レーンの設置工事を想定されているとのことですが、当該工事の費用は事業者が負担するのでしょうか。	事業者負担となります。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
177	要求水準書(案)	45	18	⑦	関連工事	右折レーン及び交差点付近に駐車場出入口を設置することについて、警察等関係機関との協議・許可取得は市で実施されると解釈してよろしいでしょうか。	協議については、現在、市が行っておりますが、許可取得等は事業者が行うことを想定しております。
178	要求水準書(案)	45	18	⑦	関連工事	右折レーンの設置に当たり、道路法第24条の承認は必要となるのでしょうか。また、承認が必要な場合、承認の取得は市で実施されると解釈してよろしいでしょうか。	右折レーンの設置が必要となれば、道路法第24条の承認が必要となる認識です。承認が必要な場合、申請書の作成・申請は事業者が行うことを想定しています。
179	要求水準書(案)	49	3	①	着工前、工事中、修工事に必要な書類	建設工事については、公園工事、建築工事を一つの請負契約で1社(または1JV)に発注する場合において、公園工事と建築工事で重複する書類は一つのもので提出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書(案)	49	3	①	着工前、工事中、修工事に必要な書類	建設工事については、公園工事、建築工事を一つの請負契約で1社(または1JV)に発注する場合において、公園工事と建築工事とでそれぞれ別の現場代理人及び技術者を配置しなければならないのでしょうか。	公園工事と建築で別の現場代理人及び技術者を配置しなくても構いません。
181	要求水準書(案)	49	3	㌘	建設業務等における提出図書一覧	提出図書一覧に公園工事欄にも、建築工事欄にも、現場代理人及び技術者届と記載されていますが、両方の工事を一人の現場代理人が兼ねてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書(案)	50	35	㌘	解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCBの使用の有無について、現在判明している範囲でご開示頂ければと存じます。	アスベスト・PCBについての調査データはありません。
183	要求水準書(案)	50	35	㌘	解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCBの使用が発見された場合、適切に処分・処理を行うこととされていますが、市がその費用を負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	市でアスベストの調査を予定しております。
184	要求水準書(案)	50	35	㌘	解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCBの調査報告書はありますか。改めて事前調査を行い上記の調査報告書以外にも出現した場合は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市でアスベストの調査を予定しております。
185	要求水準書(案)	51	8	㌘	工事監理業務	建築工事については、「工事監理業務に当たっては、1名以上の常駐体制」をご指定されていますが、土木工事についても1名以上の常駐体制が求められるのでしょうか。	原則として重点管理を想定しています。
186	要求水準書(案)	51	9	(4)㌘	工事監理業務	「土木工事についても工事監理者を設置する」とありますが、常駐が必要でしょうか。	原則として重点管理を想定しています。
187	要求水準書(案)	51	33	㌘	備品の所有者	リース方式での調達の場合、事業終了時には備品関係は不要(市への引渡しは無)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書(案)	52	15	㌘	供用開始準備	「プレオープンや供用開始イベント、無料開放等」の開催は、施設の引渡前と引渡後のどちらに実施するのでしょうか。	プレオープンは引渡前、供用開始イベントは引渡し後を想定しています。
189	要求水準書(案)	52	21	㌘	市への公園施設の引渡し	“市が行う公園施設の保存登記等に必要な支援を事業者の負担にて行うこと”とありますが、表示登記は事業者が行うという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(案)	56	-	(4)	業務実施の基本方針	「設備等の保全台帳」とは事業者独自で作成したものでも良いでしょうか。	可能です。
191	要求水準書(案)	57	8	(5)	業務責任者及び管理責任者	業務責任者でない者が複数の管理責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
192	要求水準書(案)	57	8	(5)	業務責任者	維持管理について業務責任者や管理責任者は、常駐しなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	運営等業務期間において、現場における責任者「園長」を定めることを想定しております。詳細は入札説明書等にてお示ししますが、園長は、原則、常駐とし、園長と業務責任者は兼務することができることを想定しております。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
193	要求水準書(案)	57	9	(5)	業務責任者及び管理責任者	維持管理業務の区分ごとに管理責任者を定めることとされていますが、この区分とは、P53の(2)業務の区分におけるア)～ケ)までの区分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書(案)	58	2	(7)	年度事業報告書	事業者(SPC)が報告書を作成し、それを業務責任者に提出し確認を得るとなっておりますが、業務責任者が報告書を作成し、事業者に提出し確認を得るのではないのでしょうか。	原文のとおりとします。
195	要求水準書(案)	58	18	(8)	費用負担	「光熱水費は事業者負担」とありますが、リスクが大きいので市負担に変更できないのでしょうか。	原文のとおりとします。
196	要求水準書(案)	58	19	(8)	費用負担	自主事業収入の売上は事業者自らの収入とすることができるとなっていますが、自主事業は独立採算にて実施されることから、自主事業をSPCから受託する受託企業(構成企業または協力企業)の直接収入とすることでよろしいのでしょうか。	SPCの会計に計上される形式をとってください。
197	要求水準書(案)	61	7	ウ)	要求水準	廃棄物処理にかかる費用については、貴市ご負担・事業者負担のどちらでしょうか。	事業者負担となります。
198	要求水準書(案)	61	7		清掃業務	現状の原山公園について発生する一般廃棄物の収集運搬を民間企業に委託されている場合、委託業者名をご教示願います。	原山公園のごみについては、現在、事業者が集めて公園内に仮置きし、仮置きしたごみを市職員が収集運搬しています。
199	要求水準書(案)	61	9		清掃業務	現状の原山公園の清掃管理について、どのような内容(範囲、作業頻度、費用等)の管理をされていますでしょうか？またそれらを民間企業に委託されている場合、委託業者名をご教示願います。	公園愛護委員による月に2～4回の清掃活動が行われているほか、年間管理業務の委託業者が除草(年3回)の際に同時に行っています。
200	要求水準書(案)	61	9		清掃業務	原山公園には秋季に大量の落ち葉の発生が予想されますが、現状では落ち葉についてどのような管理をされてますでしょうか？	公園愛護委員による月に2～4回の清掃活動が行われているほか、年間管理業務の委託業者が除草(年3回)の際に同時に行っています。また、要望等が有れば随時委託業者により清掃しています。
201	要求水準書(案)	61	24		屋外プール等施設	都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づいて公園遊具の管理を行っていると思われるが、現状どのように管理点検をおこなっているのでしょうか？	年4回直営でパトロールを行い、目視等による点検を行っています。
202	要求水準書(案)	61	24		樹木維持管理業務	現状の原山公園の樹木維持管理について、どのような内容(範囲、作業頻度、費用等)の管理をされていますでしょうか？またそれらを民間企業に委託されている場合、委託業者名をご教示願います。	園路及び階段等の通路脇の樹木(高中木・生垣・低木)を年1回時期を決めて剪定を行っています。その他枯枝、枯木及び危険木等を発見した時に随時撤去を行っています。
203	要求水準書(案)	62	21	ウ)①	樹木等管理業務共通仕様書	「樹木等管理業務共通仕様書」を参考に実施することとありますが、本仕様書は標準仕様書であり、要求水準書及び関係法令を遵守する限りにおいて記載の内容に必ずしも拘束されるものではないとの理解でよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
204	要求水準書(案)	62	30	②	各種植栽における維持管理の要求水準	「地被類等の除草に当たっては、除草剤を使用しないこと」とありますが、場所によっては除草剤の使用が効果的で安全にも影響しないことが考えられます。このため、「除草剤の使用にあたっては貴市と協議」に要求水準を変更いただけないのでしょうか。	原文のとおりとします。
205	要求水準書(案)	62	31	(6)	警備業務	常駐する警備員は、他の常駐管理員(警備員登録を受けた者に限る)による兼務は可能でしょうか？	可能です。
206	要求水準書(案)	63	23	②	警備方法	放置自転車の処分方法について記載がありますが、放置車両(自動車やバイク)があった場合は、どのような要求水準となりますか。	放置単車については、放置自転車と基本的に同様の対応となります。ナンバープレートのある車両については、除却・撤去後、市税事務所から所有者への引取依頼を通知していただき、所有者から問合せが無い場合、2週間公示し廃棄処分することとします。放置自動車については、所轄警察署と協議となります。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
207	要求水準書(案)	63	38	(7)ウ)	環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理技術者は常駐管理員からの選任が必要でしょうか？	不要です。
208	要求水準書(案)	64	1	(7)ウ)	環境衛生管理業務	「年度管理計画」は本要求水準書(案)P57に記載の「年度事業計画書」に含めて作成しても良いでしょうか？	それぞれ作成をお願いします。
209	要求水準書(案)	64	15		修繕業務	修繕業務の中に遊具等の保守点検がふくまれていると理解してよろしいですか。	遊具の保守点検について、入札説明書等にてお示します。
210	要求水準書(案)	64	19	(8)ア)	修繕事業計画書	「修繕事業計画書」とは本事業期間の全期間における計画と考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
211	要求水準書(案)	64	19	(8)ア)	修繕事業計画書	「修繕事業計画書」外の修繕・更新が生じた場合の費用負担は、都度貴市との協議により決定するという理解でよろしいでしょうか？	リスク分担表のうち「維持管理費・費用増大リスク」のに基づき協議します。
212	要求水準書(案)	64	28	ウ)	修繕に関する要求水準	確認ですが修繕について、通常修繕のみが対象で大規模修繕は事業費に含めないとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書(案)	64	29	①	修繕に関する要求水準	維持管理期間は約20年の長期であり、予防修繕等を実施したとしても、大規模修繕や設備更新(交換等)は必要になると考えられます。これらの大規模修繕や設備更新については、本PFI事業とは別に発注されることを想定されているのでしょうか。仮に本事業に含まれると想定した場合は、その費用も予算等に考慮されているのでしょうか。	大規模修繕は事業費に含んでいません。
214	要求水準書(案)	68	14	(5)	業務責任者及び管理責任者	運営業務について、業務責任者と管理責任者の常駐は不要との理解で宜しいでしょうか。	運営等業務期間において、現場における責任者「園長」を定めることを想定しております。詳細は入札説明書等にてお示しますが、園長は、原則、常駐とし、園長と業務責任者は兼務することができることを想定しております。
215	要求水準書(案)	68	15	(5)	業務責任者及び管理責任者	運営業務の区分ごとに管理責任者を定めることとされていますが、この区分とは、P67の(2)業務の区分におけるア)～オ)までの区分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書(案)	69	24	(9)	保険	保険契約者を事業者(SPC)としていますが、維持管理業務及び運営業務の業務受託者が加入している包括保険でも同様の対応が可能と思われることから、保険契約者は業務受託者でも良いとしていただきたく存じます。	可能とします。
217	要求水準書(案)	69	26	(9)	保険	建物が完成してから市に引き継ぐ期間は火災保険に加入することとありますが、仮に建設工事保険に加入することを前提として、当該保険で担保されるのであれば、別途火災保険には加入する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保険条件については、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の条件とするほか、事業者が提案するその他の保険を付保することを妨げるものではありません。
218	要求水準書(案)	70	3	(1)-イ)	施設の開館日及び開館時間	事前に市の承認を得たうえで、とありますが天候予見も合理的な理由の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書(案)	70	35	ア)	多様な主体との連携・協力、公園の活性化、賑わい創出事業	「各種団体・学校等への利用促進活動を行うこと」とありますが、貴市の学校園全生徒へのチラシの配付等、貴市や教職員様のご協力を頂戴できると考えてよろしいでしょうか。	公益性が認められる活動については可能な限り協力します。
220	要求水準書(案)	71	15	(1)-エ)	安全・安心な公園運営	災害時等に、市が緊急に避難場所として公園施設を使用する必要があるときは、市の指示により、優先して避難者等を受け入れることとする。なお、これに要した費用は市が負担する。、とありますが費用の範疇はどのようにお考えでしょうか。	避難者等の受け入れに要した実費と考えています。ただし、住民が自主的に避難した時ではなく、市の防災対策本部から指示があったものに限ります。
221	要求水準書(案)	71	24	②	利用料金の設定業務	堺市公園条例を定めていただくにあたり、消費税率の増減に自動的に対応する料金設定を提案してもよろしいでしょうか。(消費税抜き料金×消費税率で利用料金を定めると、税加算後の端数の調整方法を条例に記載)	現行の消費税(8%)を含んだ金額での提案とします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
222	要求水準書(案)	71	31	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付は、利用料金収入が想定以上に多かった場合と想定されますが、この利用料金の還付は義務なのでしょうか。また、この還付対象者は市と理解してよろしいでしょうか。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
223	要求水準書(案)	71	31	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付が義務であるとする、需要変動に伴う利用料金収入のリスクは事業者だけが負うのではなく、市においても当該リスクを負担していただくことが必要と存じます。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
224	要求水準書(案)	71	31	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行くとされていますが、この市長が定める基準についてご教示ください。	入札説明書等にてお示しします。
225	要求水準書(案)	72	7	(2)-(7)	⑤プールの監視業務	屋外プールの監視業務について、プールの水域をくまなく監視する監視員を適切に配置すること、とありますが、市が求める最低ポスト数をお教えてください。	監視員の配置数については、事業者の提案とします。
226	要求水準書(案)	72	11	(2)-⑤	プールの監視業務	プールの監視業務について、監視員の採用にあたっては一定の泳力を有する者とし、とありますが泳力の基準があればお教えてください。	入札説明書等にてお示しします。
227	要求水準書(案)	72	13	(2)-⑤	プールの監視業務	プールの監視業務について、救護員は応急救護の訓練を受けた者とする、とありますが訓練の基準があればお教えてください。	入札説明書等にてお示しします。
228	要求水準書(案)	72	25	(2)-⑤	プールの監視業務	プールの監視業務について、遊泳に適さないと判断する場合は、速やかに遊泳を中止すること、とありますが水温・気温等基準があればお教えてください。	”遊泳用プールの衛生基準について”を原則としています。
229	要求水準書(案)	72	27	第5-3-(2)-7)-⑥	軽食・物販施設等の運営について	軽食・物販施設等の運営に係る敷地の使用料は不要との理解でよろしいでしょうか。	屋外プール運営に係る軽食・物販施設及び自動販売機は必須事業と考えているため、使用料については不要となります。
230	要求水準書(案)	72	30	⑥	軽食・物販施設等の運営業務	飲食や物品等の提供において、例えばアルコール提供の禁止など、制限・禁止事項等はございますでしょうか。	園内は禁煙です。タバコの提供はしないでください。
231	要求水準書(案)	72	35	⑥	軽食・物販施設等の運営業務	軽食・物販施設等の売上は事業者自らの収入とすることができるとありますが、当該業務は自主事業として、SPCではなく運営業務受託者の収入としてよろしいでしょうか。	飲食・物販施設等の運営業務は特定事業となり、SPCの収入となります。
232	要求水準書(案)	73	15	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付は、利用料金収入が想定以上に多かった場合と想定されますが、この利用料金の還付は義務なのでしょうか。また、この還付対象者は市と理解してよろしいでしょうか。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
233	要求水準書(案)	73	15	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付が義務であるとする、需要変動に伴う利用料金収入のリスクは事業者だけが負うのではなく、市においても当該リスクを負担していただくことが必要と存じます。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
234	要求水準書(案)	73	15	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行くとされていますが、この市長が定める基準についてご教示ください。	入札説明書等にてお示しします。
235	要求水準書(案)	73	18	(2)-(1)	④駐車場の運営	夏期において、市が施設周辺に臨時駐車場を設置した場合、とありますが、市の具体的な想定(台数や本施設までの距離など)をお教えてください。	関係機関と協議を行っているところであり、現時点では回答できませんが、梅・美木多駅周辺に確保する計画です。
236	要求水準書(案)	73	36	④	駐車場の運営	「夏季の繁忙期において・・・交通整理員の配置ヶ所は交通監理者より条件が付される見込み」とあります。必要人数と配置場所をご教授ください。	現在交通管理者と協議中です。
237	要求水準書(案)	74	21	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付は、利用料金収入が想定以上に多かった場合と想定されますが、この利用料金の還付は義務なのでしょうか。また、この還付対象者は市と理解してよろしいでしょうか。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
238	要求水準書(案)	74	21	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付が義務であるとする、需要変動に伴う利用料金収入のリスクは事業者だけが負うのではなく、市においても当該リスクを負担していただくことが必要と存じます。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
239	要求水準書(案)	74	21	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うとされていますが、この市長が定める基準についてご教示ください。	入札説明書等にてお示しします。
240	要求水準書(案)	74	37	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付は、利用料金収入が想定以上に多かった場合と想定されますが、この利用料金の還付は義務なのでしょうか。また、この還付対象者は市と理解してよろしいでしょうか。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
241	要求水準書(案)	74	37	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付が義務であるとする、需要変動に伴う利用料金収入のリスクは事業者だけが負うのではなく、市においても当該リスクを負担していただくことが必要と存じます。	利用料金の還付は堺市公園条例第31条第6項によるもので、還付対象者は利用者となります。詳細は入札説明書等にてお示しします。
242	要求水準書(案)	74	37	②	利用料金の設定業務	利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うとされていますが、この市長が定める基準についてご教示ください。	入札説明書等にてお示しします。
243	要求水準書(案)	75	2	I)	利用受付関連業務	受付開始時期については、事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書(案)	75	10	(3)	(オ)プールの監視業務	屋内プールの監視業務について、プールの水域をくまなく監視する監視員を適切に配置すること、とありますが、市が求める最低ポスト数をお教えてください。	監視員の配置数については、事業者の提案とします。
245	要求水準書(案)	75	16	(3)-オ)	屋内プールの監視業務	救護員は応急救護の訓練を受けた者とする、とありますが訓練の基準があればお教えてください。	入札説明書等にてお示しします。
246	要求水準書(案)	76	7		(5)自主事業	実施の30日前までに市の承認を得る必要がある、とありますが、その参加料の設定に関して、市の定める目安がありますでしょうか？もしも、ある場合、その設定根拠などをお教えてください。	自主事業の料金設定については、市が定める目安はありません。
247	要求水準書(案)	76	10	(5)	自主事業	自主事業は事業者の自己の責任と費用により実施するとありますが、PFI事業の独立採算事業においては、費用はSPCではなく独立採算事業を実施する企業等が負担し、収入を得ることが多いことから、本事業においても、自主事業の費用負担及び収入はSPCではなく、SPCとの契約により自主事業を実際に実施する業務受託者の費用負担及び収入としてよろしいでしょうか。	SPCの会計に計上される形式をとってください。
248	要求水準書(案)	78	22	第6-2-(1)-ウ)	株主総会議事録の提出について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には提出を求められていないものですので、削除していただけないでしょうか。提出を必須とする特別な理由はありませんでしょうか。	SPC運営管理業務の運営状況の確認に必要と判断し、提出を求めることとしたため、原文のとおりとします。
249	要求水準書(案)	78	26	第6-2-(1)-エ)	取締役会議事録の提出について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には提出を求められていないものですので、削除していただけないでしょうか。提出を必須とする特別な理由はありませんでしょうか。	SPC運営管理業務の運営状況の確認に必要と判断し、提出を求めることとしたため、原文のとおりとします。
250	要求水準書(案)	78	31	第6-2-(2)-ア)	計算書類等の提出について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には計算書類及び事業報告のみを提出しておりますので、本事業におきましても、計算書類及び事業報告のみを提出することとしていただけないでしょうか。本事業において計算書類及び事業報告以外の提出を必須とする特別な理由はありませんでしょうか。	SPC運営管理業務の運営状況の確認に必要と判断したため、提出を求めることとしました。
251	要求水準書(案)	78	34	①	会社法第435条第2項に定める計算書類	会計監査人による監査済計算書類の提出が求められていますが、SPCは会計監査人設置会社とする必要はあるのでしょうか。実施方針においては、財務状況について公認会計士の監査が必要とされており、公認会計士の監査を受けることを前提として、SPCは会計監査人設置会社でなくても良いとしていただきたく存じます。	ご提案のとおりとします。
252	要求水準書(案)	79	24	第6-2-(2)-オ)	契約等の一覧の提出について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には提出を求められていないものですので、削除していただけないでしょうか。提出を必須とする特別な理由はありませんでしょうか。	SPC運営管理業務の運営状況の確認に必要と判断し、提出を求めることとしたため、原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
253	要求水準書(案)	79	28	第6-2-(2)-カ)	契約書等の写しの提出について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には提出を求められていないものですので、削除していただけませんか。提出を必須とする特別な理由はありませんでしょうか。	SPC運営管理業務の運営状況の確認に必要と判断し、提出を求めることとしたため、原文のとおりとします。
254	要求水準書(案)	79	34	第6-2-(2)-キ)	提出物の管理について	地方公共団体によるPFI事業において、一般的には一覧表の作成を求められていないものですので、削除していただけませんか。	SPC運営管理業務の履行運営状況の確認に必要と判断し、提出を求めることとし、原文のとおりとします。
255	要求水準書(案)	81	8	(2)	整備の基本方針	「喫茶サービスの提供」に加え、アルコール類の提供は認められるのでしょうか。	アルコール類の提供は可とします。
256	要求水準書(案)	81	9	(2)	整備の基本方針	便益施設の設置箇所は、公園施設内であれば具体的な指定はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書(案)	81	13	ア)	業務の要求水準	便益施設は、独立建屋を想定されているのでしょうか。	独立建屋を想定しています。
258	要求水準書(案)	81	18	ア)	整備の概要	「事業期間終了時は、原則として原状回復とする」とありますが、原状回復を行う場合は、事業期間終了時までに行くと理解してよろしいでしょうか。	便益施設事業の運営期間に原状回復に要する期間は含まないことを想定しております。
259	要求水準書(案)	81	19	ア)	整備の概要	「便益施設は、…、事業期間終了時は、原則として原状回復とする。」とありますが、当初提案の事業期間終了後の、契約更新や再契約についてお考えをご教示下さい。	入札説明書等にてお示しします。
260	要求水準書(案)	81	24	ア)	供用開始日	平成32年7月1日とありますが、早めにオープンさせることも許容されるのでしょうか。	入札説明書等にてお示しします。
261	要求水準書(案)	81	32	ウ)	運營業務	アルコール・煙草の提供もしくは販売につき、制限等がありますか。(法令や規範は事業者にて遵守する前提)	アルコール類の提供は可とします。ただし、タバコの提供はしないでください。園内は禁煙です。
262	要求水準書(案)	—	—	—	利用料金に係る消費税等について	添付資料⑥に記載の利用料金は消費税率8%を基にした税込の金額であるという認識ですが、仮に消費税率が引き上げられる場合は、利用料金に係る消費税率についても引き上げられる(利用料金は引き上げられる)という理解でよろしいでしょうか。	利用料金は消費税(8%)を含んだ金額での提案とします。消費税率増減の際は、改めて市と協議することとします。
263	樹木等管理業務共通仕様書	3	19	⑨	廃棄物処理	「除草・剪定等の作業を行っている事業者のみが、処分先まで運搬できることから除草・剪定等の作業を行っている事業者が運搬業者となる」とありますが、除草・剪定等を行う事業者自らが指定処分場まで運搬するというのでしょうか？また、ここで言う「事業者」とは維持管理企業が委託する植栽管理会社(孫請け含む)も含まれると考えて良いのでしょうか？	樹木等管理業務共通仕様書は標準仕様書であり、関係法令への準拠を第一としてください。産業廃棄物の収集運搬の許可については廃掃法に準拠してください。
264	樹木等管理業務共通仕様書	3	19	⑨	廃棄物処理	「除草・剪定等の作業を行っている事業者のみが、処分先まで運搬できることから除草・剪定等の作業を行っている事業者が運搬業者となる」とありますが、除草・剪定等の作業を行っている事業者が堺市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けていることが必要条件であり、その事業者が指定処分場まで運搬するというのでしょうか？また、ここで言う「事業者」とは、維持管理企業が委託する植栽管理会社(孫請け含む)も含まれると考えて良いのでしょうか？	除草・剪定等の作業を行う事業者が堺市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けていることが必要条件ではありません。産業廃棄物の収集運搬については廃掃法に準拠してください。
265	樹木等管理業務共通仕様書	3			処分費	現状の原山公園における樹木等管理業務において発生した廃棄物の処分量(可能であれば過去3年分)をご教示願います。	原山公園だけの処分量ではありませんが、原山台地区(原山公園他、9か所の公園及び緑道の総量(剪定枝・除草の草・枯木等・落ち葉など))の平成27年度実績は、37,530kgです。
266	樹木等管理業務共通仕様書	11	16	(4)	薬剤散布	「必要水は、できる限り下水処理場の処理水(Q水くん)を使用すること」と記載されていますが、原山公園内に処理水(Q水くん)を供給する設備が設置されているのでしょうか？又、処理水(Q水くん)の運用方法を詳しくご教示願います。	原山公園内にQ水くんは設置されていません。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
267	樹木等管理業務 共通仕様書	11	34	(10)	灌水	「所定の樹木に灌水を行う場合」と記載されていますが、現状において灌水装置が設置されているのでしょうか？又、設置されているとしたら自動灌水装置でしょうか？	原山公園内に灌水装置は設置されていません。
268	樹木等管理業務 共通仕様書	12	2	(4)	灌水	「必要水は、できる限り下水処理場の処理水(Q水くん)を使用すること」とありますが、原山公園内に処理水(Q水くん)を供給する設備が設置されているのでしょうか？又、処理水(Q水くん)の運用方法を詳しくご教示願います。	原山公園内にQ水くんは設置されていません。
269	樹木等管理業務 共通仕様書	12	2	(4)	灌水	夏季等において毎日、植栽への灌水(散水)が必要になる場合がありますが、それに要する水も下水処理場の処理水(Q水くん)を使用しなければならないのでしょうか？また、灌水(散水)に関し、ため池の水や井戸水の利用は可能でしょうか？	Q水くんは、必ず使用する必要はありません。また、ため池の水の使用は控えてください。井戸水の利用については可とすることを想定していますが、詳細は入札説明書等にてお示しします。
270	樹木等管理業務 共通仕様書	12	2	(4)	灌水	現状の原山公園における樹木等管理業務において使用した「Q水くん」の使用量(可能であれば過去3年分)をご教示願います。	Q水くんの使用は樹木管理者の裁量であるため、使用料は把握していません。
271	添付資料①基本 計画(案)	18		3)	ため池の機能について	現在のため池(1.9ha)は、原山公園の調整池として整備されていますでしょうか。	調整池としての整備はされていません。
272	添付資料①基本 計画(案)	18		3)	ため池の機能について	ため池機能の一つとして農業用水を確保するための貯水量の確保もされていますでしょうか。またその場合水利権があり、現在も農業用水として利用されていますでしょうか。	ため池には農業用水として使用する水量が確保されています。また、現在も農業用水として使用されています。
273	添付資料⑥				利用料金	屋外プールについて、現行の泉ヶ丘プールよりも相対的に高く設定されており、屋内施設についても、民間施設並みに高く設定されている、とお見受けしますが、その設定根拠や市の考え方を教えてください。	堺市内及び周辺の類似施設を参考にしています。
274	配布資料f				植生調査業務報告書	本調査以外に生息生育環境に配慮すべき生物は見つかっていますか。	原山公園外植生調査業務しか実施していません。
275	配布資料g				地形図	実測の地形測量図面の提供をお願いします。	実測の地形測量図面はございません。
276	配布資料g 地形図 添付資料3平面 図				敷地境界線	配布資料g 地形図(CADデータ)には敷地境界線が入っていません。敷地境界線の入ったCADデータ(添付資料3平面図等)を配布頂けないでしょうか。	敷地境界線が入ったCADデータをお示しします。希望する事業者は、改めて市に申請をお願いします。
277	配付資料l				ため池の水源	ため池の復水のための水源はありますか。	入札説明書等にてお示しします。
278	配付資料l				泥土、水質	ため池の水質改善のためのヘド口の浚渫・改良等は不要と考えてよろしいですか。	入札説明書等にてお示しします。
279	農業用施設(た め池)管理区分 一覧表				ため池の浚渫	ため池の浚渫は本事業範囲外と考えて良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。
280	配布資料n				原山台配水池撤去工事	平成14年1月竣工の原山台配水池撤去工事の図面が配布されていますが、当該撤去工事にて残置された地中埋設物は、本事業において撤去を求められるのでしょうか。	本事業に支障がある場合は撤去を求めます。
281	配布資料n 配水池撤去工事					配水池撤去工事の資料が配布されましたが、SPCにて撤去するとの認識でよろしいのでしょうか？	本事業に支障がある場合は撤去を求めます。
282	原山公園外植生 調査業務報告書	1	11	1-2	業務目的	「原山公園は開設から40年以上が経過しているが、既存林は公園整備後、ほぼ放置されてきた」とありますが、今後貴市としてはどのような管理を求めておられるかご教示願います。	基本計画(案)や要求水準書(案)の記載のとおりです。